

第5期 葉山町高齢者福祉計画 介護保険事業計画（素案）
（基本理念及び基本目標）

平成23年12月

葉 山 町

1 基本理念

葉山町ではこれまですべての高齢者が生きがいをもって安心してらせるまちをつくるために、「ぬくもりと生きがいのあるまち 葉山」を基本理念として施策を展開してきました。本計画期間においてもこの理念を継承していきます。

2 基本目標

基本理念に基づき、次の5つの目標を掲げ、施策の整理、検討、実施を図るものとします。

基本目標1：人と人々が支えあう地域をつくる

基本目標2：生きがいを持って日常生活を送る

基本目標3：日ごろから介護予防や健康づくりに取り組む

基本目標4：高齢者の尊厳を守り、住み慣れた地域で、安心して暮らせる支援体制をつくる

基本目標5：介護が必要となった場合も安心して生活を送れるよう、質の高いサービスを提供する

基本目標 1：人と人が支えあう地域をつくる

一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加などの問題に対応するため、ボランティア活動や住民の見守り、支えあいなど様々な地域の資源をつなぐ人的ネットワークづくりや、徘徊高齢者SOSネットワークの充実、介護を行う家族への支援などを通して高齢者や高齢者を支える家族を孤立させずに地域社会全体で支える人と人が支えあう地域づくりに取り組みます。

また、地域包括支援センターを中心として医師・歯科医師を含む地域の保健・医療・福祉が連携した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

重点目標【認知症高齢者への支援】

徘徊高齢者SOSネットワークの充実を図るとともに、認知症高齢者の早期発見、介護を行う家族への支援に努め、認知症高齢者が地域で出来る限り自立した生活を送れるよう支援体制を整えます。

基本目標 2：生きがいを持って日常生活を送る

高齢者が家庭、地域、社会で、様々な生きがいを持って日常生活を送り、健康で活力のある「いきいきとした高齢者像」を地域全体で構築していくため、高齢者の自発性に応じた活動を支援します。

基本目標 3：日ごろから介護予防や健康づくりに取り組む

高齢者の健康づくりと介護予防を一体的に展開し、高齢者が健康を保ったまま充実した生活を過ごし、また加齢や病気等で心身機能が低下することであっても、できるだけ要介護状態にならずに自立した日常生活を営むことができるよう、かかりつけ医・かかりつけ歯科医との連携や短時間のリハビリを含むリハビリ施設の誘致など、健康づくり施策や介護予防施策を推進します。

重点目標【医療との連携】

短時間リハビリを含むリハビリ施設の誘致に取り組むとともに、かかりつけ医・かかりつけ歯科医との連携に努めます。

基本目標 4 : 高齢者の尊厳を守り、住み慣れた地域で、安心して暮らせる支援体制をつくる

高齢者が生活上の何らかの支援が必要となっても、生活支援サービスや見守りサービスを実施し、また災害時における支援づくりを行うことで、住み慣れた地域で高齢者やその家族が、安全・安心して暮らせるための支援体制を保健・医療・福祉の連携のもとで構築していきます。

また、家族、事業者、地域包括支援センター等関係機関と連携し高齢者虐待の防止及び早期発見に努めるなど、高齢者を守るための権利擁護の取り組みを進めます。

重点目標【災害時における対策強化】

町防災部局が作成する災害時要援護者リストを活用し、災害時における高齢者支援対策に努めます。

重点目標【高齢者虐待防止への取り組み】

家族、事業者、地域包括支援センター等関係機関と連携し、高齢者虐待防止に努めます。

基本目標 5 : 介護が必要となった場合も安心して生活を送れるよう、質の高いサービスを提供する

要支援・要介護の認定を受けている人の増加に伴い、介護サービスの必要量も増大されます。介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、高齢者の生活を支援する各種サービスの質と量の充実を図ります。

3 第4期計画中的実施状況及び第5期の目標

基本目標1：人と人が支えあう地域をつくる

【第4期の実施状況】

地域包括支援センターを中心として、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を継続するため、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業・権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント事業を推進するとともに、介護用品支給事業、SOSネットワーク連絡会、配食サービス等、認知症高齢者・ひとり暮らし高齢者への支援を行ってきました。

【第5期の目標】

地域包括支援センターを中心として医師・歯科医師を含む地域の保健・医療・福祉が連携した地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいきます。今後ますます認知症高齢者が増加すると予想される超高齢社会に対応するためには、認知症高齢者への更なる支援体制が必要であり、警察、地域包括支援センター、公共交通機関、他自治体などと連携しSOSネットワークの充実に図るとともに、介護者への支援として「家族介護者の集い」や「家庭介護教室」の開催を実施します。

また、認知症予防につながる一次予防事業、二次予防事業を推進するとともに、緊急通報システムや配食サービスといった認知症高齢者・ひとり暮らし高齢者への支援を行います。

「一次予防事業」とは、主として活動的な状態にある高齢者を対象に生活機能の維持又は向上に向けた取り組みをいいます。

「二次予防事業」とは、主として要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる65歳以上の者を対象として要介護状態等となることを予防するための取り組みをいいます。

基本目標 2：生きがいを持って日常生活を送る

【第 4 期の実施状況】

高齢者が家庭、地域、社会で、様々な生きがいを持って日常生活を送れるよう、老人クラブへの活動支援及び介護予防と住民の交流を深めるための「ねんりんふれあいの集い事業」等を実施しました。

また、生きがい事業団を通じ、高齢者の就労の場を提供しました。

【第 5 期の目標】

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするためには、日頃から生きがいを持って日常生活を送ることが重要であり、引き続き老人クラブへの活動支援や介護予防事業、「ねんりんふれあいの集い事業」等高齢者支援施策を図ります。

また、引き続き、生きがい事業団を通じ、高齢者の就労の場を提供します。

基本目標 3：日ごろから介護予防や健康づくりに取り組む

【第 4 期の実施状況】

高齢者を対象に調査を行い、介護予防の必要な特定高齢者（二次予防事業対象者）に「高齢者機能訓練教室（高齢者元気はつらつ教室）」等を実施したり、元気な一般高齢者（一次予防事業対象者）に対して「生きがいと健康づくり推進事業」、「生きがいミニデイサービス事業」を実施することにより日頃からの介護予防や健康づくりに取り組みました。

また、東日本大震災を契機として、日常服用している薬の管理の重要性が再認識されたため、平成 23 年度より逗子市と協同し、医療薬局で家庭常備薬リストの作成及び健康手帳、お薬手帳の普及啓発に努めました。

【第 5 期の目標】

日ごろからの介護予防や健康づくりに取り組むため、引き続き一次予防事業、二次予防事業を実施するとともに、町民からの要望が高い短時間のリハビリを含むリハビリ施設の誘致が喫緊の課題となっており、その誘致に取り組むこととします。

また、介護予防には、日頃からかかりつけ医・かかりつけ歯科医を持つことが重要であるため、かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持つことの推奨及び家庭常備薬リストの作成及び健康手帳、お薬手帳の普及啓発を行うとともに、かかりつけ医・かかりつけ歯科医と連携して健康づくり施策や介護予防施策を推進します。

信頼できるかかりつけ医を持つことで、日常的な精神疾患・身体疾患への対応、健康管理を行うことができ、かつ早期段階での治療が可能となり、いつまでも健康に自分らしく生活を過ごすことが可能となります。

信頼できるかかりつけ歯科医を持ち日頃から口腔ケアを行い、いつまでも自分の歯でしっかりと食事をすることで健康を維持することができ、また、自分の歯でよく噛むことで脳を刺激し認知症予防にもなります。近年の日本人の死亡原因の第4位を占める肺炎の原因として誤嚥性肺炎が注目されており、その予防のためにも口腔内を日頃から清潔に保つことが重要となっています。

基本目標4：高齢者の尊厳を守り、住み慣れた地域で、安心して暮らせる支援体制をつくる

【第4期の実施状況】

生活上の何らかの支援が必要な高齢者に対して、「生活支援型デイサービス」「在宅高齢者住宅改修助成事業」「生活支援型ホームヘルプ」「家庭ごみふれあい収集」「緊急通報システム」等により生活支援、見守り支援を行いました。高齢者虐待への対応としましては、包括支援センターを中心に医療機関、民生委員・児童委員、介護サービス事業所等と連携して迅速な対応を行うとともに、施設で高齢者の権利擁護について研修会を実施しました。

緊急時の対応としましては、平成22年度よりかかりつけ医や服薬内容などの医療情報を記入したカード「救急情報カード」の普及について広報を通じて行い、町消防署と医師の協力でその情報を救急医療に活用しているところです。また、平成23年度には地域の実情を把握している民生委員・児童委員協議会に対し、民生委員活動の一助になるよう65歳以上単身高齢者リストを提供しました。

【第5期の目標】

生活上の何らかの支援が必要な高齢者等に対し、「生活支援型デイサービス」「在宅高齢者住宅改修助成事業」等を引き続き実施するとともに、「家庭ごみふれあい収集」「緊急通報システム」により見守り支援を行います。

高齢者虐待への対応としましては、今後とも地域の保健・医療・福祉の連携のもと地域包括ケアシステムの構築を目指し、地域包括支援センターを中心に迅速な対応を図るとともに、施設での高齢者の権利擁護について研修を実施していきます。

災害対策としましては、東日本大震災の教訓を踏まえ、町防災部局が作成する災害時要援護者リストを活用し消防署、警察、民生委員・児童委員、町内会、自治会等と連携しながら、災害発生時に適切な避難誘導や安否確認を実施するための体制整備に努めるとともに、町内の居宅介護支援事業所等と災害時の対応方法について検討していきます。

「救急情報カード」については、今後も定期的に広報はやまに掲載し、周知していきます。

基本目標5：介護が必要となった場合も安心して生活を送れるよう、質の高いサービスを提供する

【第4期の実施状況】

要支援・要介護の認定を受けている人が真に必要なサービスを受給できるよう、介護保険事業計画に基づき各種介護予防サービス、介護サービスの適正な運用を行い、その質と量の充実に努めました。

また、介護負担の軽減を図るため、高額介護サービス、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス等費の支給を行いました。

【第5期の目標】

要支援・要介護の認定を受けている人の増加に対応するため、介護サービス供給量の確保とサービスの質の向上及び適正な給付管理に努めます。

介護が必要となった場合も安心して生活を送れるよう、小規模多機能型居宅介護支援事業所の整備等、各種介護予防サービス、介護サービスの充実に努めるとともに、適正な給付管理に努め、また介護負担の軽減を図るための高額介護サービス、高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス等費の支給を行います。

「小規模多機能型居宅介護」とは、「通い」「訪問」「宿泊」サービスを柔軟に組み合わせ提供することで、利用者が居宅で自立した日常生活を営むことができるよう支援するサービスです。